

事業事前評価表

国際協力機構 東・中央アジア部 東アジア課

1. 案件名 (国名)

国名：モンゴル国

件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における人材育成の現状と課題

モンゴル国（以下、モンゴル又は同国という。）においては、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員・組織・制度・財政のキャパシティが、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。したがって、いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が最大の課題であり、本邦大学院への留学による行政官の育成が期待されている。

(2) 当該国の各開発政策における本事業の位置づけと必要性

1) 鉱物セクターの持続可能な開発とガバナンスの強化

モンゴル国政府は 2008 年から 2021 年の長期開発政策である「ミレニアム開発目標に基づく包括的国家開発戦略」（以下、「国家開発戦略」という）において、鉱床の有効活用を重点分野の一つとして設定している。右戦略の推進に向けた課題の一つとして、鉱物資源開発のための適切な法整備・ガバナンスの強化が挙げられており、本事業はこれらの課題解決のための支援として位置づけられる。

2) すべての人々が恩恵を受ける成長の実現に向けた支援

モンゴルでは急速な経済成長にも関わらず貧富の差が拡大しており、国家開発戦略では貧困削減に向けた政策・制度を強化する必要性が記載されている。本事業はこれらの取り組みを支援するものとして位置づけられる。

3) ウランバートル都市機能強化のための支援

国家開発戦略では、経済成長・人口増加等の変化に合わせたインフラ整備が重点分野の一つとして掲げられているが、近年首都ウランバートルへの人口集中を背景に、同市の都市交通システム、都市基礎インフラ整備等を含む都市機能強化が課題となっている。本事業はこれらの課題解決のための支援として位置づけられる。

(3) 各開発課題に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

日本政府が 2012 年 5 月に策定した「対モンゴル国別援助方針」及び JICA 国別分析ペーパーでは、持続可能な経済成長を通じた貧困削減への自助努力を支援するという大目標のもと、上記 1)～3) の課題を重点分野としている。

1) 鉱業セクターの持続可能な開発とガバナンスの強化：「石炭開発利用マスタープラン調査」等を通じて持続可能な鉱物資源開発を支援し、また中央銀行の能力向上に係る協力等を実施して鉱物資源から得られる資金の運用能力を高めている。

2) すべての人々が恩恵を受ける成長の実現に向けた支援：「モンゴル日本人材開発センター・ビジネス人材育成事業」や「中小企業育成・環境保全ツーステップローン事業」の実施を通じ、ビジネス人材の育成等を実施している。

3) ウランバートル都市機能強化のための支援：都市機能の維持・強化のため、モンゴ

ル側関係機関の都市管理に関する能力向上とともに、我が国の知見及び技術を活用したインフラ整備を支援している。

(4) 他の援助機関の対応：特になし

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本邦大学院での学位取得（修士）を通じ、モンゴルの社会・経済開発に関わり、将来的な役割を果たすことが期待される若手行政官などを育成することを目的とする。また、人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名：該当なし

(3) 事業概要

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に最大18名の留学生が、我が国大学院において、モンゴルにおける優先開発課題の分野で学位取得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4年間の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施すること、更に正規の授業以外に人材育成支援無償案件（以下、「JDS」という。）留学生を対象とした特別プログラムを大学が提供することにより、受入国の開発課題解決により直結したプログラムを提供する。尚、本年はその第2年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 2.42 億円（概算協力額（日本側）：2.42 億円、モンゴル側：0 円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2014年7月～2018年12月を予定（計54ヶ月）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

本事業の円滑な実施のために、モンゴルにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、モンゴル政府関係者（教育科学省等）及び日本側関係者（在外公館、JICA在外事務所等）で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮：①カテゴリ分類：C

②根拠：本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため。

2) 貧困削減促進：該当なし

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：該当なし

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担：該当なし

(9) その他特記事項：該当なし

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件：特になし

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

① モンゴル政府の人材育成に対する政策が変更されない。

② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。

- ③ 留学生が帰国後、所属先を離職しない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

過去の JDS 事業では、受入分野・受入大学等に関し毎年度ごとの計画策定であったため、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。

この点を受け、新方式による JDS 事業においては、事業効果はその国の発展へとより直接的に繋げることを可能とするべく、事前調査を実施して優先課題を特定し、当該課題へ対応するべく 4 年間の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性：この案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断できる。

- ・ 「2. 事業の背景と必要性」に記載の通り、各省行政官の能力向上は、モンゴルにおける共通した重要課題であり、また、当事業は同国開発計画および同国に対する我が国援助計画とも合致している。
- ・ 行政官を対象とすることにより、留学生が帰国後に日本で得た知識を公務に活用し、その国の政策立案に直接的に関わることができる。
- ・ 行政主導のもとで被援助国から援助国へと成長した日本の経験は、途上国の留学生にとって参考となるものである。この日本の開発経験を理解するには、日本で生活し多くの日本の組織や社会を直接体験することが有効であり、本事業を本邦で行う意義は高い。

(2) 有効性：

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2014 年)	目標値 (2018 年)
留学する学生数 (人)	0	18
留学生の学位取得率 (%) ⁱ	0	95

2) 定性的効果

- ・ 留学生の研究能力・政策立案能力・事業運営管理能力が向上する。
- ・ 留学生が帰国後、所属する機関において、留学によって得た知識を用いて政策の立案や実施に関わる。
- ・ 日本とモンゴルとの友好関係の基盤が強化される。

7. 今後のモニタリング計画

(1) 今後のモニタリングに用いる主な指標

6. (2) 1) のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

6. (2) 1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に 1 度調査を行い、
取りまとめる。 以上

ⁱ 学位取得率については、4 年間の計画 (3. (3) 事業概要参照) 全体における目標値とする。また、4. (2) に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。